事　務　連　絡
令和８年 10 月１日

建設業者団体の長　殿

国土交通省不動産・建設経済局建設業課長

「戸籍法施行規則の一部を改正する省令」の施行を踏まえた
「建設業法施行規則」の改正について

戸籍法施行規則の一部を改正する省令（令和７年法務省令第９号）により、戸籍法施行規則（昭和 22 年司法省令第 94 号）が改正され、戸籍に国籍を記載することとされている場合において、一部の地域の法を本国法とする者が届出をするときは、当該地域を戸籍に記載することとされたところです。

これを受け、建設業関係法令に規定する手続においても、上記と同等の措置を講じるため、船員法施行規則等の一部を改正する省令（令和８年国土交通省令第 82 号）により建設業法施行規則（昭和 24 年建設省令第 14 号）を改正し、別紙記載の条項に係る手続又は様式において、国籍の記載を求めているものについては、「国籍」を「国籍等」に改め、一部の地域の法を本国法とする者については、当該地域を記載することといたしましたので、お知らせします。

貴団体におかれては、内容につき、傘下の会員企業に周知いただきますようお願いいたします。

受付
26.10.02
一般社団法人
日本電設工業協会

別紙

〇建設業法施行規則（昭和 24 年建設省令第 14 号）

・第 17 条の 18 第１項第４号
・別記様式第 25 条の４
・別記様式第 25 条の６
・別記様式第 25 条の７